

家畜畜産物価格安定対策事業（鶏卵価格安定事業）実施要領

本事業の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第4号）（以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定める。

第1 目的

本事業は、国の定める鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に基づき鶏卵価格低落時に鶏卵生産者に価格差補填交付金を交付する事業を実施している事業実施主体と価格差補填契約を締結している鶏卵生産者（以下「加入生産者」という。）の生産者積立金（以下「積立金」という。）の負担軽減を図り、もって鶏卵生産者の経営安定と鶏卵の価格安定に資することを目的とする。

第2 事業の内容

本事業は、鶏卵生産者に対し積立金の一部を助成する事業とする。

第3 事業主体

本事業の実施主体は、鶏卵生産者経営安定対策事業実施要綱に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）とする。

第4 補助対象

補助の対象となる積立金は、鶏卵生産者経営安定対策事業実施年度の契約数量に応じて加入生産者が納付する積立金とする。

第5 事業の実施

1 補助金の交付申請

要項第6条第2項の（1）に定める事業計画書の様式は、別記様式とする。

2 補助金の変更交付申請

要項第8条第2項に定める事業変更計画書の様式は、別記様式とする。

3 実績報告

要項第13条第2項の（1）に定める事業実績書の様式は、別記様式とする。

第6 補助金の交付の条件

規則第5条第1項の(3)に定めるその他知事が必要と認める条件は、次に掲げるものとし、違反した場合は補助金の全部若しくは一部の交付を差し止めまたは取り消すことができるものとする。

- (1) 加入生産者は「環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート」(農林水産省生産局長通知 平成17年3月31日付け16生産第8377号)に基づく生産活動を実施すること。

第7 その他

本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附則

この要領は、平成25年7月8日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別記様式

鶏卵価格安定事業（変更）計画（実績）書

1 事業の目的

日本養鶏協会と鶏卵価格差補填事業に係る契約を締結している熊本県内の生産農家の積立金負担軽減を図るとともに、畜産農家の経営の安定に資する。

2 事業の内容

区分	加入生産者数	基本契約数量			第 次契約数量	備考
		第1次 ()	第2次 ()	第3次 ()		
生産者積立金の納付	戸					

区分	契約数量 (A)	1 kg当契約単価 (B)	納付額 (A) × (B)
生産者積立金の納付			

3 経費の区分

区分	事業に要する（した）経費	負担区分			
		県	加入生産者	その他	合計

4 事業完了（予定）年月日

平成 年 月 日

5 添付書類

事業実施主体と加入生産者との価格差補填（基本及び年次）契約書の写し
別紙（当該年度契約数量（月別）及び飼養成鶏めす羽数）

注1：目的に応じ、不要な文字を抹消（二重線又は削除いずれの方法でも差し支えない。）してください。

注2：変更に係る部分については二段書きとし、変更前を上段に括弧書きで記載してください。

当該年度契約数量（月別）及び飼養成鶏めす羽数

1 加入生産者数

戸

2 月別契約数量及び飼養成鶏めす羽数（契約締結時）

単位：kg

No	生産者名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	飼養成鶏めす羽数
	計														

注：本書に掲げた項目を全て満たしていれば、既存資料及び他の様式に代えることも可とします。